

# 公益財団法人福井県スポーツ協会 積善会スポーツ振興事業運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、財団法人積善会の助成金にかかる積善会スポーツ振興事業（以下「事業」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (資金の管理)

第2条 財団法人積善会の助成金については特定資産として管理する。

## (事業の目的)

第3条 事業は、定款第4条に規定する事業のうち、主として少年スポーツの振興事業等に当てることを目的とする。

## (事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年スポーツ振興事業
- (2) ジュニア選手育成事業
- (3) 指導者育成事業
- (4) スポーツ振興事業

## (事業運営の審議)

第5条 この事業の運営についての審議は総務企画委員会において行う。

## 附則

- 1 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、平成27年9月2日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年5月31日から施行する。